

# 紙推進協ニュース 2021年3月31日 No.106

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階

TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyo.org/>

FAX : 03-3501-0203 Eメール : [p@kami-suisinkyo.org](mailto:p@kami-suisinkyo.org)

本紙推進協ニュース No. 106では、[Ⅰ] 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(容リ協会)紙容器事業情報、[Ⅱ] 2020年度第3回理事会報告(3/16)、自主行動計画2025承認、[Ⅲ] 容リ関連動向、プラスチック資源循環促進法、についてお届けいたします。

## [Ⅰ] 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(容リ協会)紙容器事業情報

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の2020年度再商品化見通し等報告会は、3月3日に開催されました。本報告会は4素材を総括し、環境省による「プラスチック資源循環施策に関する説明会」も行われました(資料1参照)。

＜2020年度 再商品化見通し等報告会＞の資料による紙容器事業に関する内容

### 1 2020年度 再商品化実績見通し

- ・市町村からの引き取り見込量は20,160トンとなりました(前年度実績20,729トン、前年度比(97.3%)。)
- ・再商品化製品販売見込量は、製紙原料18,450トン(94.5%)、材料リサイクル160トン(0.8%)、固形燃料920トン(4.7%)、合計19,530トンとなり、前年度より939トン減少(前年度比95.4%)しました。
- ・2020年末に実施された中国古紙輸入禁止措置の影響が懸念されたが、コロナ禍によって国内古紙回収量が減少したこと、また、中国への段ボール原紙の輸出量が増えたことから、古紙在庫滞留や急激な価格下落などは見られず、紙製容器包装についても販売量は問題なく推移しています。2月～3月に関してこの傾向は続くものと見られ、製紙原料向け、材料リサイクル向け、固形燃料化向けともに問題なく販売させると見込んでいます。ただし、引取見込量は20,160トンと前年度実績比570トン程度減少が見込まれ、再商品化製品販売量は製紙メーカー生産調整により前年度実績比940トン程度減少の見込です。

### 2 2020年度 紙製容器包装収支見込(余剰精算金見込)

＜余剰精算金見込について＞

2008年度より、拠出金制度が開始されたため、実施委託料金収支ベースと拠出委託料金収支ベースで余剰精算金の見込を行っています。

#### ① 再商品化実施委託料金ベース

実施委託料の清算見込額は、約1.12億円となり、

再商品化実施委託料金ベースの余剰金精算率は約22.2%となる見込

#### ② 拠出委託料金収支ベース

拠出委託料の清算見込額は、約3,810千円となり、

拠出委託料金収支ベースの余剰金精算率は約95.8%となる見込

### 3 2021年度 落札結果

- ・市町村の申込量21,280トン(前年度比103.3%)となり前年度から674トン増加しました。
- ・入札参加事業者数は44社(前年度44社)と変わらず市町村の申込数は140(前年度138)と増加しました。

- ・落札加重平均単価は16円/トン(前年度511円/トン)となり前年度より有償化が進み495円上がりました。  
うち：逆有償落札平均 9,543円/トン(前年度8,958円/トン)  
逆有償落札量6,577トン 全落札量の30.9%(前年度6,663トン 全落札量の32.3%)  
うち：有償落札平均 -4,246円/トン(前年度-3,525円/トン)  
有償落札量 14,703トン 全落札量の69.1%(前年度13,943トン 全落札量の67.7%)
- ・再商品化事業者への支払いは、逆有償落札単価の微増により、62,764千円と昨年より若干増加する見込(前年度59,687千円)。
- ・有償入札による再商品化事業者からの容リ協への委託収入は約62,429千円と見込まれ、消費税控除後の金額が有償で落札した保管施設の市町村に拠出されます。

## [Ⅱ] 2020年度第3回理事会報告(3/16)、自主行動計画2025承認

新型コロナウイルス感染が拡大しつつある状況を考慮し、会議室にも感染防止対策のためのアクリル板やWi-Fiが導入され、Web併用での開催となり、1. 2020年度の活動経過ならびに収支決算見込報告、2. 2021年度の活動計画ならびに収支予算案、3. 新会員募集/ご加入のお願いについて(継続)、4. 紙製容器包装のマテリアルフローの作成、5. 自主行動計画2025(2021~2025年度)(案)〈第1号議案〉、6. 容リ制度見直しの関連動向について説明しました。

※来年度は役員交代の年ではありませんが、役員交代を予定されている方には早めの変更届を提出していただくようお願いしました。

### 1 2020年度の活動経過ならびに収支決算見込報告

#### 1-1. 自主行動計画2020フォローアップ報告(2019年度実績)

- 1) リデュースの推進：13.1%削減(2004年度比：紙・板紙使用量削減)
- 2) リサイクルの推進：回収率26.6%

#### 1-2. 容器包装リサイクル制度見直しに向けた取り組み及び関連動向 <容リ法改正対策委員会>

- 1) 自主行動計画2025(2021~2025年度：第4次自主行動計画)の作成
  - ・3R推進団体連絡会は、自主行動計画2020を振り返り、取り組み課題として環境に配慮した3Rの推進や主体間連携に資する取り組みの一層の充実を図るべく第4次自主行動計画にあたる自主行動計画2025を策定しました。
  - ・当推進協議会は、第2回理事会(11月17日)で①リデュース率15%②回収率28%の数値目標を決定、第3回理事会(3月16日)で内容について承認されました。
- 2) 紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」改訂
  - ・前回の合同審議会で、当推進協議会による紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」として、紙製容器包装の紙単体と複合品の区別表示を設定することを提言し、「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」における分別排出の考えられる施策の例として、「紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである」と課題として取り上げられていることを勘案し、第2回理事会(11月17日)で改訂しました。
- 3) 「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」パブリックコメント
  - ・「プラスチック資源循環戦略」具体化に向け、昨年5月より経済産業省・環境省による合同会議において審議され、昨年12月パブリックコメント実施後、本年1月の第8回合同会議で「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられました。パブリックコメントには容リ法改正対

策委員会にて討議の上、当推進協議会から5件、3R推進団体連絡会として1件意見を提出しました。

意見①：容リ制度見直しに係わる討議については特定事業者も参加できるように。

意見②：プラから紙への代替はリデュース・代替素材への転換と明確に位置付けを。

意見③：環境配慮設計は市場規制的な手法ではなく、自主的な取り組み、指針に。

意見④⑤：容リプラ・製品プラ・小規模事業系プラの「一括回収」や市町村とリサイクル事業者で「一体選別」を行う場合も容リ法の枠組みである役割分担・費用分担を維持し特定事業者の費用負担増が無いよう容リルートを活用では必要な処置を。

3R推進団体連絡会意見①：上記意見④に加え、容リルートの活用にあたり必要な法令を整備し、容リ協にコンプライアンスの影響・費用負担を及ぼさないように。

- ・その結果、「再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え」と紙として明確な位置付けになるよう反映されました。

#### 4) クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）取り組み

- ・クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）の取り組みは、容リ制度の枠組みの見直しにつながる可能性もあり、「プラスチックから紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進」等、直接係わる部分である Key action 5 の紙・セルロース素材の開発・利用におけるテーマ2の未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについての取り組みを中心に印刷工業会液体カートン部会や容環協にヒアリングを実施したり、技術部会の委員にも新たに就任する等、活動に参画しました。

#### 5) 中国の廃棄物輸入規制の動き

- ・紙製容器包装あるいは雑がみを含む「その他古紙」が2018年1月より中国への輸出が禁止となり、本年1月から更に、段ボールをはじめとした古紙全般の輸出も禁止となりました。輸出相場だけではなく、国内相場の下落や古紙のリサイクル制度の枠組みが維持できなくなることが懸念されています。

### 1-3. 紙製容器包装の調査活動

#### 1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

#### 2) 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査 <技術委員会>

- ・紙製容器包装の一部を「厚紙の箱」として分別収集しており指定法人ルートでの回収を新たに始める東京都豊島区及び古紙ルート（雑誌・雑がみ）で回収している東京都葛飾区や神奈川県海老名市に、取り組み状況についてヒアリング調査を実施して情報交換をしました。
- ・組成分析調査については新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、現地調査が受け入れられず残念ながら中止しました。

#### 3) 紙製容器包装のマテリアルフローの作成 <技術委員会>

- ・2019年度の紙製容器包装全体のマテリアルフローを作成しました。

#### 4) 市町村回収量アンケート調査 <総務委員会>

- ・市町村の回収量アンケート調査を人口10万人以上の295市区対象に実施、290市区より回答を得ました。ご協力いただいた市町村に調査集計報告と「3R改善事例集第14版」を送付、紙製容器包装の回収促進と、今後の調査への協力をお願いしました。

### 1-4. 3R推進のための広報・啓発 <総務委員会>

#### 1) 「3R改善事例集第14版」の発行

#### 2) 「エコプロOnline2020」出展（11月25日-28日：オンライン開催）

### 1-5. 3R推進団体連絡会における取り組み（自主行動計画と主体間連携の推進）

- 1) 自主行動計画フォローアップ報告（12月10日：経団連会館）
- 2) 主体間連携の推進
  - ・「容器包装3R推進フォーラム」（1月28日～2月1日）Web配信開催
  - ・意見交換会「容器包装3R交流セミナー」（函館・松本市）開催
  - ・3R推進市民リーダー育成プログラム：主幹事として「スキルアップ研修」や自治体担当者向け「容器包装の3Rと普及啓発に関する情報交換会」をWeb併用にて開催、東京都町田市に続き千葉県柏市へと連携の輪を広げつつあります。
  - ・展示会への出展：副幹事として「エコプロOnline2020」（Web配信）に出展

### 1-6. 会員への情報提供

- 1) 紙推進協ニュース（No. 103～106）の発行やメールの発信
- 2) 「3R改善事例集第14版」を全会員に送付・ホームページの充実

### 1-7. 2019年度決算見込報告

- ・全体の収支計算見込としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により組成分析調査等がやむえず中止になったことやエコプロがオンラインでの出展となったこと等により黒字見込となりました。

## 2 2021年度活動計画・予算案

### 2-1. 企画・運営 <運営幹事会>

当推進協議会の活動全体の企画・運営及び理事会への提案について、立案・検討を行います。

### 2-2. 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた取り組み <容り法改正対策委員会>

- 1) 自主行動計画2025（2021～2025年度）発表  
第4次自主行動計画である自主行動計画2025（2021～2025年度）の数値目標を含む活動計画等を3R推進団体連絡会の一員として発表します。
- 2) 自主行動計画2020のフォローアップ報告（2020年度実績）  
第3次自主行動計画である自主行動計画2020（2016～2020年度）の最終年度（2020年度）のフォローアップ報告を経団連とともに12月に記者発表します。
- 3) 容り制度の見直しに向けた「提言」を引き続き検討  
経済産業省・環境省による合同審議会において取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に対応して、当推進協議会の改訂した「提言」の実現に向けて取り組むとともに、次回の容り制度の見直しに向け、審議会のヒアリングに対応できるよう準備を進めます。
- 4) 経済産業省・環境省による合同会議により本年1月「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられ、「プラスチックに係わる資源循環の促進等に関する法律」として3月に閣議決定し通常国会に提出されました。

プラスチック資源の分別収集を促進するため、製品プラも容りルートを活用した再商品化を可能にする等、容り法の枠組みや紙製容器包装に係わる影響を分析するとともに、「再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え」等、CLOMAでの取り組みをはじめとした諸課題や、「中国の廃棄物輸入規制問題」についても検討します。

### 2-3. 紙製容器包装の調査活動

- 1) 総務・技術委員会活動報告のまとめ
- 2) 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査 <技術委員会>

- 3) 紙製容器包装の軽量化実態調査（原単位） <技術委員会>
- 4) 紙製容器包装のマテリアルフローの作成 <技術委員会>
- 5) 市町村回収量アンケート調査 <総務委員会>

#### 2-4. 3R推進のための広報・啓発 <総務委員会>

- 1) 「3R改善事例集第15版」の発行
- 2) 展示会への出展
- 3) 会員への情報提供

#### 2-5. 3R推進団体連絡会における取り組み（自主行動計画と主体間連携の推進）

第4次自主行動計画である自主行動計画2025（2021～2025年度）の数値目標を含む活動計画を発表、3R推進団体連絡会としてまとまって取り組みます。自主行動計画2020の最終年度（2020年度）及び全体の成果を12月に経団連とともにフォローアップ報告として記者発表します。

主体間の連携を推進するため①3R推進フォーラム、②3R交流セミナー、③3R市民リーダー育成、④「エコプロ2021」に出展等を実施します。また、指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する課題については、指定法人レートの4団体を中心に有力団体と連携しつつ取り組みを進めていきます。

#### 2-6 2021年度予算案

2021年度に向け引き続き財政は大変厳しいが、容リ制度見直しの審議会が始まることを想定し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を脱した予算の計上としています。

### 3 新会員募集／ご加入のお願いについて（継続）

当推進協議会は各業界団体・企業の並立したご協力により発足した経緯を説明し、新会員募集活動について御協力のお願いと会員候補の説明をしました。

### 4 紙製容器包装のマテリアルフローの作成

2019年度の紙製容器包装全体のマテリアルフローを説明しました。

### 5 自主行動計画2025（2021～2025年度）（案）

第2回理事会（11月17日）で、①リデュース率15%②回収率28%の数値目標を決定、第3回理事会（3月16日）で内容について承認されました。

### 6 容リ制度見直しの関連動向

- ・容リ協「令和2年度再商品化見通し等報告会」（2021年3月3日）
- ・「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案）」に対するパブリックコメント
- ・「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律案」

について説明しました。

- ・日本容器包装リサイクル協会の令和2年度再商品化事業者説明会資料（紙製容器包装）

<https://www.jcpra.or.jp/recycle/explanation/tabid/1070/index.php#kami>

自主行動計画2025について承認をいただきました。また、活動報告、決算見込報告、活動計画、予算案等議題について異議無く了承されました。

## [Ⅲ] 容リ法関連動向、プラスチック資源循環促進法

2020年5月から開催された中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議における審議を経てパブリックコメントを実施の上、2021年1月28日の第8回合同会議で「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられました。3月9日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、第204回通常国会にて審議される予定です。

### 1 法律案の概要

#### 1-1. 基本方針の策定

- 1) プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- 2) ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- 3) プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等

#### 1-2. 個別の措置事項

##### 1) 環境配慮設計指針の策定

製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した設計であることを認定する仕組みを設けます。また、認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行います。

##### 2) ワンウェイプラスチックの使用の合理化

ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定します。また、主務大臣の指導・助言・ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置します。

##### 3) 市区町村の分別収集・再商品化の促進

プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にします。また、市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が再商品化を実施することを可能にします。

##### 4) 製造・販売事業者等による自主回収の促進

製造・販売事業者等がプラスチック製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とします。

##### 5) 排出事業者の排出抑制・再資源化の促進

排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定します。また、主務大臣の指導・助言・プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置します。加えて、排出事業者等が再資源化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とします。

#### 1-3. 施行期日

本法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとします。

### 推進協ニュース別添資料

- ・資料1 「令和2年度 再商品化見通し等報告会」資料
- ・資料2 プラスチック資源循環の促進等に関する法律（案）
- ・資料3 容器包装3Rのための自主行動計画2025（仮称）案

—以上—

「令和2年度再商品化見通し等報告会」及び「プラスチック資源循環施策に関する説明会」  
次 第

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

日時：令和3年3月3日（水）

13：30～15：30

場所：AP虎ノ門ルームA（11階）

およびオンライン（WEB会議）

1. 開会

2. 挨拶

3. 説明会（質疑応答を含め1時間）

「プラスチック資源循環施策について」

環境省 環境再生・資源循環局総務課

リサイクル推進室 室長補佐 和田 直樹 氏

4. 報告事項

(1) 令和2年度再商品化実績見通し(総括)について

(資料1)

(2) 令和2年度収支見通しについて

(資料2-①、②)

(3) 令和3年度再商品化事業の落札結果について

(資料3)

(4) リチウムイオン電池の発煙発火トラブル状況について

(資料4)

(5) その他

①委員会の開催（5月下旬～6月上旬）について

②参考資料について

5. 閉会

[参考資料]

・再商品化受託状況等（平成27～令和3年度）

(参考資料1)

・令和3年度再商品化の実施に向けたスケジュール

(参考資料2)

・容リ協ニュース No. 86（令和3年2月発刊最新号）

以上

# 令和2年度 再商品化実績見通し（総括）について

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
令和3年3月3日  
\* ( ) 内は、前年度実績

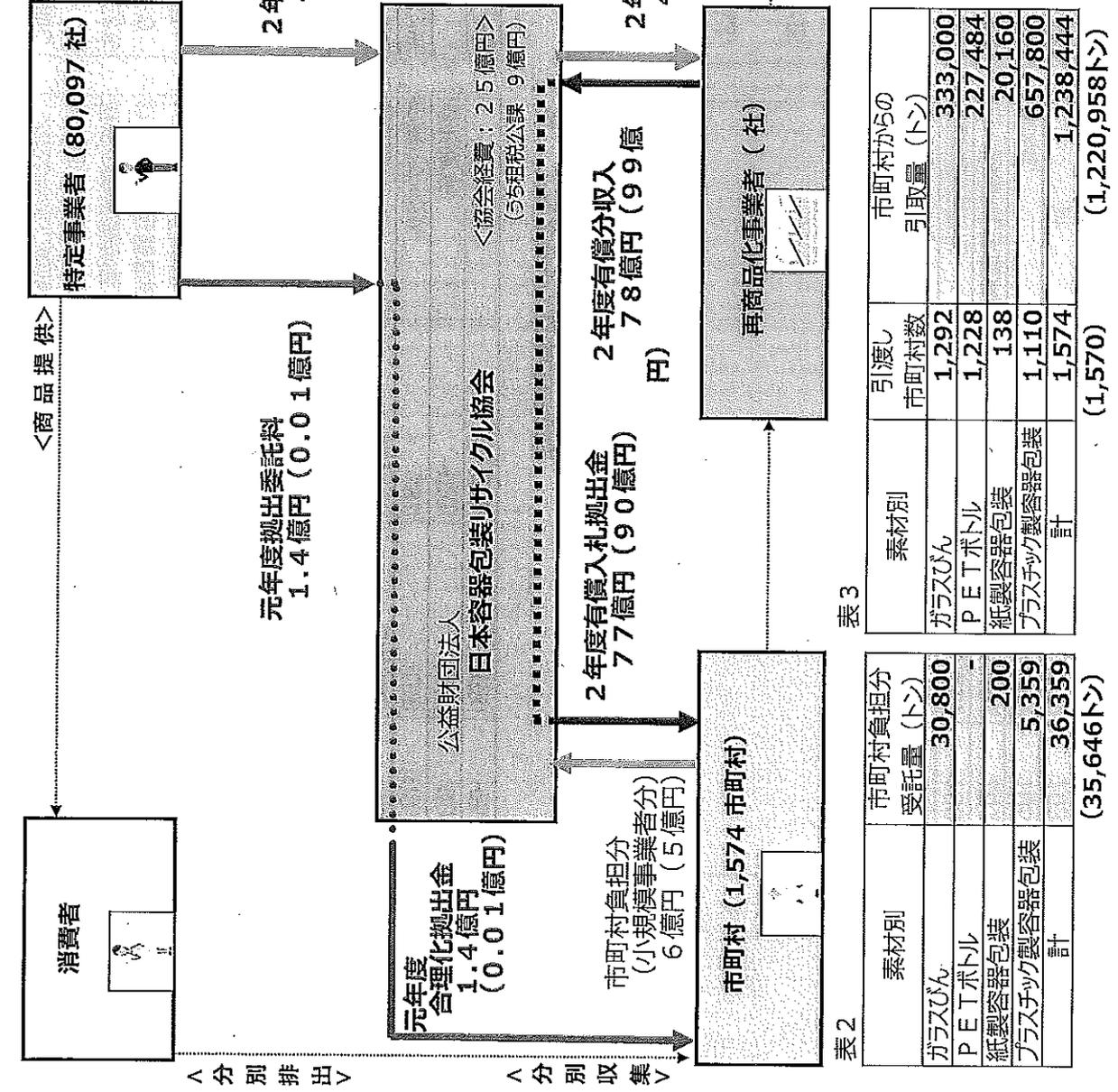


表1

素材別	特定事業者数	受託量 (トン)
ガラスびん	2,978	341,391
PETボトル	1,159	259,869
紙製容器包装	66,736	35,276
プラスチック製容器包装	78,711	839,985
計	80,097	1,476,521

(81,555社) (1,551,176トン)

2年度再商品化実施委託料  
456億円 (386億円) (過年度遡及分を含む)

表5 [再商品化委託料; 精算前] 単位: 百万円

再商品化 実施委託料※	精算額	精算率 (%)
ガラスびん	2,700	-267
PETボトル	915	-1,503
紙製容器包装	503	112
プラスチック製容器包装	45,106	5,717
計	49,224	4,059

(※過年度遡及分を除く)

2年度再商品化委託費用  
438億円 (380億円)

表4

素材別	再商品化 事業者数	再商品化製品 販売量 (トン)
ガラスびん	47	310,400
PETボトル	43	176,945
紙製容器包装	44	19,530
プラスチック製容器包装	35	453,334
計	152	960,209

(157社) (948,358トン)

表3 注 販売状況見通しの詳細は次頁の通り

表2

素材別	市町村負担分 受託量 (トン)	市町村からの 引取り量 (トン)
ガラスびん	30,800	333,000
PETボトル	-	227,484
紙製容器包装	200	20,160
プラスチック製容器包装	5,359	657,800
計	36,359	1,238,444

(35,646トン) (1,570) (1,220,958トン)

表3

再商品化製品利用事業者

## 令和3年度再商品化事業の落札結果について

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
令和3年3月3日

令和3年度再商品化事業者の入札（ガラスびん、紙製容器包装およびプラスチック製容器包装の3素材）については、1月25日に入札を締め切り、1月27日に主務省の担当官立ち会いのもとに開札。2月15日に落札判定会議を実施し令和3年度の再商品化事業者を決定しました。2月17日に各入札事業者および各市町村に対し選定結果を通知しています。

また、PETボトル上期分については、2月2日に入札を締め切り、2月3日に主務省の担当官立ち会いのもとに開札。2月24日に落札判定会議を実施し令和3年度上期の再商品化事業者を決定しました。2月25日に各入札事業者および各市町村に対し選定結果を通知しています。

なお、令和3年度落札結果：速報値はホームページに掲載済みですが、令和3年3月末の当協会と再商品化事業者との契約締結までに変更となる場合がありますので、4月上旬に確定結果および詳細情報をホームページに掲載します。

以下の表中の単価および金額は、すべて消費税抜きで表示しています。

## 1. 各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量

素材/手法		加重平均落札単価 (円/トン)			落札数量 (トン)			
		令和3年度	令和2年度	前年度増減	令和3年度	令和2年度	前年度増減	構成比 (%)
ガラスびん	無色	6,450	5,752	698	105,757	104,632	1,125	30.1%
	茶色	7,129	6,462	667	107,073	106,354	719	30.5%
	その他の色	14,478	11,531	2,947	138,285	132,259	6,026	39.4%
	ガラスびん合計	9,819	8,199	1,620	351,115	343,245	7,870	100.0%
PETボトル (上期)		-7,923	-43,418	35,495	125,291	120,101	5,190	—
紙製容器包装		16	511	-495	21,280	20,606	674	—
プラスチック製 容器包装	材料リサイクル	60,816	58,141	2,675	362,719	356,368	6,351	53.7%
	高炉還元剤化	40,992	36,115	4,877	37,496	38,516	-1,020	5.5%
	コークス炉化学原料化	53,427	50,669	2,758	231,532	210,740	20,792	34.2%
	ガス化	48,992	39,389	9,603	44,288	58,450	-14,162	6.6%
	白色トレイ	63,701	61,865	1,836	360	371	-11	—
	プラスチック合計	56,415	52,847	3,568	676,395	664,446	11,949	100.0%

・令和2年度の単価・数量は前年度の落札時の数値です。

・表示している落札単価は、有償落札分と逆有償落札分の総合計の金額を落札量で除した加重平均値です。

・PETボトルについては、令和3年度は上期落札結果、令和2年度も上期の落札結果を表示しています。

・指定法人から再生処理事業者へ費用を支払ってリサイクルするものを「逆有償」、  
逆にPETボトル等で再生処理事業者が指定法人に費用を支払うものを「有償」と表現しています。

## 2. PETボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落札状況

素材		落札単価 (円/トン)			落札数量 (トン)			
		令和3年度	令和2年度	前年度増減	令和3年度	令和2年度	前年度増減	構成比 (%)
PETボトル (上期)	有償分	-23,648	-46,751	23,103	96,069	115,167	-19,098	76.7%
	逆有償分	43,774	34,369	9,405	29,222	4,934	24,288	23.3%
	合計	-7,923	-43,418	35,495	125,291	120,101	5,190	100.0%
紙製容器包装	有償分	-4,246	-3,525	-721	14,703	13,943	760	69.1%
	逆有償分	9,543	8,958	585	6,577	6,663	-86	30.9%
	合計	16	511	-495	21,280	20,606	674	100.0%

・PETボトルについては、令和3年度は上期落札結果、令和2年度も上期の落札結果を表示しています。

### 3. 各素材の落札概況

	落札概況
ガラスびん	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 落札数量は前年度より7,870トン多い351,115トンとなった。</li> <li>2. 落札単価は三色とも上昇し、ガラスびん合計で9,819円/トンとなり前年度より1,620円/トン高くなった。</li> <li>3. 有償入札は無く、逆有償分の見直し額合計（単価×数量）は約34億5千万円となる。</li> <li>4. 用途別には「びんの原料」用途の全体に占める割合は、70.0%となり、前年と比べ4.5%減少した。</li> </ol>
PETボトル (上期)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和3年度年間申込量は過去最高の227,688トンとなり、上期落札数量は、その55%に相当する125,291トンとなった。</li> <li>2. 落札単価はマイナス7,923円/トンで、令和2年度（上期）より35,495円逆有償化が進んだ。</li> <li>3. 有償分落札数量は96,069トン、有償比率は76.7%となり、令和2年度（上期）（115,167トン、95.9%）より減少した。</li> <li>4. 逆有償分落札数量は29,222トン、逆有償比率は23.3%となり、令和2年度（上期）（4,934トン、4.1%）より増加した。</li> </ol>
紙製容器包装	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 落札数量は21,280トンとなり、前年度より674トン増加した。</li> <li>2. 落札単価は有償分がマイナス721円/トン有償化、逆有償分が585円/トン逆有償化し、合計では前年度より495円/トン有償化が進み、16円/トンとなった。</li> <li>3. 有償分落札数量は前年より760トン増加して14,703トン(69.1%)となった。</li> <li>4. 逆有償分落札数量は前年より86トン減少して6,577トン(30.9%)となった。</li> </ol>
プラスチック製 容器包装	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 落札数量は前年度より11,949トン多い676,395トンになった。</li> <li>2. 昨年同様、材料リサイクルの優先枠は入札可能量の50%とした。</li> <li>3. 材料リサイクル落札量は全体の53.7%となり前年度（53.7%）と同等であった。</li> <li>4. 落札単価は前年比6.8%（3,568円）上昇し、56,415円/トンとなった。 すべての手法で落札価格は上昇したが、ガス化、高炉還元剤化での上げ幅が大きかった。</li> </ol>

## プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(第一条関係)

### 第二 定義

一 この法律において「プラスチック使用製品」とは、プラスチックが使用されている製品をいうものとする。

二 この法律において「使用済プラスチック使用製品」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であつて、放射性物質によって汚染されていないものをいうものとする。

三 この法律において「プラスチック使用製品廃棄物」とは、使用済プラスチック使用製品が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物となつたものをいうものとする。

四 この法律において「プラスチック副産物」とは、製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い副次的に得られるプラスチックであつて、放射性物質によって汚染されていないものをいうものとする。

五 この法律において「再資源化」とは、使用済プラスチック使用製品又はプラスチック副産物（以下「使用済プラスチック使用製品等」という。）の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいうものとする。

六 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及び使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすることをいうものとする。

七 この法律において「分別収集物」とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集

すること（以下「分別収集」という。）により得られる物をいうものとする。

八 この法律において「再商品化」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

(一) 分別収集物について、製品（燃料として利用される製品にあつては、政令で定めるものに限る。）の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

(二) 分別収集物について、(一)に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

九 この法律において「排出事業者」とは、プラスチック使用製品廃棄物のうち廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物に該当するもの（分別収集物となつたものを除く。）又はプラスチック副産物（以下「プラスチック使用製品産業廃棄物等」という。）を排出する事業者をいうものとする。

(第一条関係)

### 第三 基本方針

一 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進（以下「プラスチックに係る資源循環の促進等」という。）を総合かつ計画的に推進す

るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二 基本方針は、海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針との調和が保たれたものでなければならないものとする。

(第三条関係)

### 第四 事業者及び消費者の責務

事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努め、消費者は、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努め、事業者及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならないものとする。

(第四条関係)

### 第五 国の責務

国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な資金の確保、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずる

よう努めるとともに、教育活動、広報活動等を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する国民の理解を深め、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないものとする。

(第五条関係)

## 第六 地方公共団体の責務

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努め、都道府県は、市町村に対し、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努め、都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第六条関係)

## 第七 プラスチック使用製品設計指針の策定等

一 主務大臣は、プラスチック使用製品の製造を業として行う者（その設計を行う者に限る。）及び専らプラスチック使用製品の設計を業として行う者（以下「プラスチック使用製品製造事業者等」という。）が設計するプラスチック使用製品についてプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためにプラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針（以下「プラスチック使用製品設計指針」という。）を定めるものとする。

品設計指針」という。）を定めるものとする。

二 プラスチック使用製品製造事業者等は、プラスチック使用製品設計指針が定められたときは、これに即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならないものとする。

(第七条関係)

## 第八 プラスチック使用製品の設計の認定

一 プラスチック使用製品製造事業者等は、その設計するプラスチック使用製品の設計について、主務大臣の認定（以下「設計認定」という。）を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、設計認定の申請があつた場合において、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していると認めるときは、設計認定をするものとする。

三 主務大臣は、設計認定のための審査に当たっては、申請に係るプラスチック使用製品の設計のプラスチック使用製品設計指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。

四 設計認定に係る設計の変更の認定等について所要の規定を設けること。

(第八条及び第九条関係)

## 第九 認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等

一 国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に

規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならないものとする。

二 事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならないものとする。

(第十条関係)

## 第十 指定調査機関

主務大臣は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に第八の三に規定する調査（第八の四に係るものを含む。）の全部又は一部を行わせることができることとし、指定調査機関について所要の規定を設けること。

(第十一条から第二十七条まで関係)

## 第十一 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

一 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、主務省令で、その事業において特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）

以下「容器包装再商品化法」という。）第二条第一項に規定する容器包装を除く。）として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する事業者であつて、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（典型的な約款による契約に基づき、当該業種に属する事業を行う者に特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う者を含む。以下「特定プラスチック使用製品提供事業者」という。）が特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、当該特定プラスチック使用製品提供事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

(第二十八条関係)

二 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため必要があると認めるときは、特定プラスチック使用製品提供事業者に対し、一の判断の基準となるべき事項を勘案して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制について必要な指導及び助言を、特定プラスチック使用製品多量提供事業者（特定プラスチック使用製品提供事業者であつて、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の量が政令で定める要件に該当するものをいう。）の

特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の状況が一の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、その判断の根拠を示して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に關し必要な措置をとるべき旨の勧告等を行うことができるものとする。

## 第十二 市町村の分別収集及び再商品化

一 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準の策定等の措置を講ずるよう努め、市町村が分別の基準を定めたときは、当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者は、当該分別の基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出しなければならないものとする。

(第三十一条関係)

二 市町村は、分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に委託することができる

ものとする。

(第三十二条関係)

三 市町村は、単独で又は共同して、分別収集物の再商品化の実施に關する計画（以下「再商品化計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、再商品化計画の変更等について所要の規定を設けること。

(第三十三条及び第三十四条関係)

四 認定に係る再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物（容器包装再商品化法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。）については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用するものとする。

(第三十五条関係)

五 指定法人等は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施することができることとし、所要の規定を設けること。

(第三十六条及び第三十七条関係)

六 適用除外について、所要の規定を設けること。

(第三十八条関係)

## 第十三 製造事業者等による自主回収及び再資源化

一 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行方販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分等の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとする者（以下「自主回収・再資源化事業者」という。）は、自主回収・再資源化事業の実施に關する計画（以下「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、自主回収・再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

(第三十九条及び第四十条関係)

二 自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた自主回収・再資源化事業者等は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、認定に係る自主回収・再資源化事業計画（以下「認定自主回収・再資源化事業計画」という。）に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとし、所要の規定を設けること。

(第四十一条及び第四十二条関係)

三 適用除外について、所要の規定を設けること。

(第四十三条関係)

## 第十四 排出事業者による排出の抑制及び再資源化等

一 主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、主務省令で、排出事業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第五項に規定する規模企業者その他の政令で定める者を除く。二において同じ。）がプラスチック使用製品産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に關し、当該排出事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

(第四十四条関係)

二 主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対し、一の判断の基準となるべき事項を勧告して、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化等について必要な指導及び助言を、多量排出事業者（排出事業者であつて、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出量が政令で定める要件に該当するものをいう。）のプラスチック使用製品産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化等の状況が一の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化等に關し必要な措置をと

るべき旨の勧告等を行うことができるものとする。

(第四十五条及び第四十六条関係)

三 適用除外について、所要の規定を設けること。

(第四十七条関係)

四 自ら排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業（プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化のためのプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分等の事業をいう。以下同じ。）を行おうとする排出事業者及び複数の排出事業者の委託を受けて、これらの者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする者（以下「再資源化事業者」という。）は、再資源化事業の実施に関する計画（以下「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

(第四十八条及び第四十九条関係)

五 再資源化事業計画の認定を受けた再資源化事業者等は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、認定に係る再資源化事業計画（以下「認定再資源化事業計画」という。）に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとし、所要の規定を設けること。

(第五十条から第五十二条まで関係)

六 適用除外について、所要の規定を設けること。

(第五十三条関係)

第十五 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一

項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、認定プラスチック使用製品の製造、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化及び認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証及び認定プラスチック使用製品、認定自主回収・再資源化事業計画及び認定再資源化事業計画に係る研究開発に必要な資金に充てるための助成金の交付に関する業務並びにこれに附帯する業務を行うことができるものとする。

(第五十四条関係)

第十六 報告の徴収、立入検査及び関係行政機関への照会等

一 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、業務の状況等に関し報告をさせることができるものとする。

(第五十五条関係)

二 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定プラスチック使用製品製造事業者等の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(第五十六条関係)

三 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができるものとする。

(第五十七条関係)

第十七 主務大臣等

この法律における主務大臣及び主務省令並びに権限の委任について定めるものとする。

(第五十八条関係)

第十八 経過措置

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができるものとする。

(第五十九条関係)

第十九 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

(第六十条から第六十六条まで関係)

第二十 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 この法律の施行に関し、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の規定の整備を行うものとする。

(附則関係)

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

## ①設計・製造段階



リデュース 解体しやすい 素材代替

プラスチックの設計を環境配慮型に転換

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

## ②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

## ③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラスチックをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

## ■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

## ■ 主な措置内容

### 1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

### 2. 個別の措置事項

設計・製造	<b>【環境配慮設計指針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造事業者等が努めるべき<b>環境配慮設計に関する指針</b>を策定し、指針に適合した製品であることを<b>認定</b>する仕組みを設ける。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 認定製品を<b>国が率先して調達</b>する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての<b>設備への支援</b>を行う。</li></ul></li></ul>	 <p>&lt;付け替えボトル&gt;</p>	
販売・提供	<b>【使用の合理化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li></ul></li></ul>	 <p>&lt;ワンウェイプラスチックの例&gt;</p>	
排出・回収・リサイクル	<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● プラスチック資源の分別収集を促進するため、<b>容リ法ルートを活用した再商品化</b>を可能にする。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による<b>選別、梱包等を省略</b>して再商品化事業者が実施することが可能に。</li></ul></li></ul>	<b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化</b>する計画を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li></ul></li></ul>	<b>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、プラスチックを多く排出する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li></ul></li><li>● 排出事業者等が<b>再資源化計画</b>を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li></ul></li></ul>

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

## 個別計画 3 紙製容器包装

### 紙製容器包装リサイクル推進協議会の概要

#### 1. 設立

平成10年（1998年）2月5日

#### 2. 設立の目的

当推進協議会は容器包装リサイクル法の趣旨に基づき、紙製容器包装の3R推進と合理的でコストミニマムなシステム構築によって、我が国における生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、関連する業界団体及び事業者が並立した形で設立された団体です。

#### 3. 事業内容

当推進協議会は目的達成のために、次の事業を行っています。

- 1) 紙製容器包装廃棄物の資源化促進のための実態調査
- 2) 事業者が取り組んでいる環境配慮製品の情報収集・提供
- 3) 国・自治体・消費者及び関係機関との連携・啓発
- 4) 容器包装リサイクル法の円滑な運用と必要な制度整備への提言
- 5) 当推進協議会会員への情報提供・啓発

#### 4. 会員構成

当推進協議会は、以下の会員によって構成されています。（2021年3月末現在）

- ・正会員（15団体） 紙製容器包装に関係する団体
- ・正会員（42企業） 紙製容器包装に関係する事業者
- ・特別会員 当推進協議会が特に協力を要請する正会員以外の団体

#### 5. 役員

会長	穴水 芳光	凸版印刷 株式会社	専務執行役員
副会長	小川 芳紀	森永製菓 株式会社	生産本部調達部部长
副会長	黒川 康幸	日本製菓団体連合会	常務理事
副会長	奥田 辰幸	日本製紙連合会	常務理事
専務理事	川村 節也	森永製菓 株式会社	（全日本菓子協会）事務局長

#### ◎ お問い合わせ先

紙製容器包装リサイクル推進協議会 事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-2 1 新虎ノ門実業会館8F

TEL：03-3501-6191、FAX：03-3501-0203

URL：<http://www.kami-suisinkyo.org/>、e-mail：p@kami-suisinkyo.org



## はじめに

紙製容器包装リサイクル推進協議会は、紙製容器包装（\*1）の3Rを推進し、循環型社会の形成に資するため、これまで各種の活動を行ってきたところです。

前回の容器包装リサイクル制度の見直しにおいては、更なる3R推進に向けた第3次自主行動計画である自主行動計画2020を2016年6月に公表、着実に取り組み成果を上げてきたものと考えております。目標年次の2020年度の終了に当たり、現時点までの自主行動計画の進捗状況と、2021年度からの第4次自主行動計画である自主行動計画2025を公表いたします。

紙製容器包装関連業界では、他の主体間との連携・協力も得ながら取り組みを推進、環境負荷・社会的コストの低減を図り、環境と経済の両立に資する所存です。

（\*1）紙製容器包装：段ボールや飲料用紙容器（アルミ不使用）を除く紙製容器包装。紙箱・紙袋・包装紙等。

## 1 自主行動計画2020の推進状況

### 1.1 3Rの取り組み状況

#### (1) リデュースの推進（紙・板紙使用量削減）

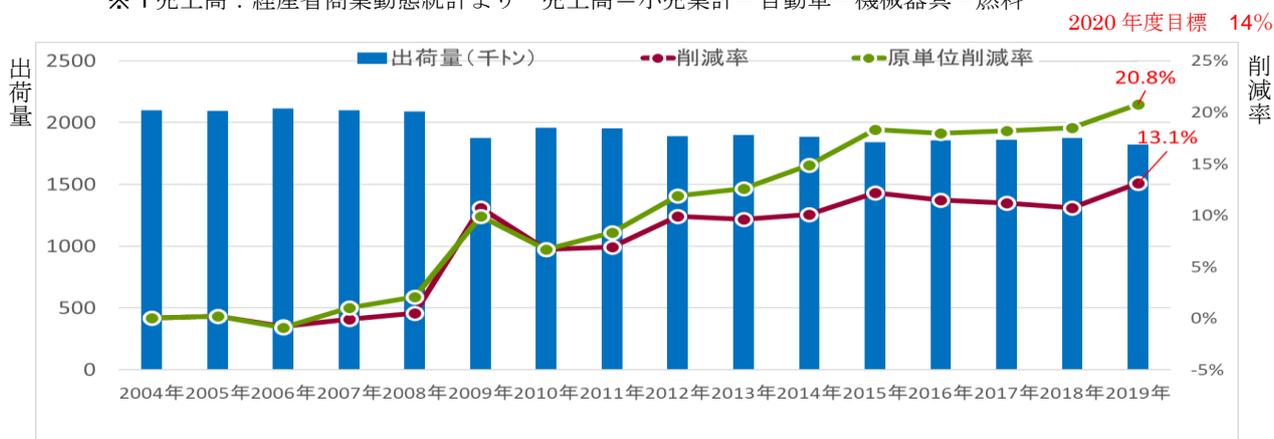
①使用量削減を更に推進し、2020年度までに2004年度実績比14%削減を目指す。

紙製容器包装では、代表的な指標となる容器形態が無いため、原単位による削減の把握が難しく、日本製紙連合会等の統計情報より、包装紙と紙器用板紙の出荷量をベースに紙製容器包装用途となる紙・板紙の国内出荷量を推定し指標としています。

自主行動計画2020(2016～2020年度)リデュース目標の国内出荷量は、基準年度(2004年度)比の目標14%(当初目標12%)削減に対し、4年目の2019年度は13.1%(前年度10.7%)削減。自主行動計画をスタートした2006年度からの累積削減量は2,356千トン(前年度2,081千トン)に達しました。

売上高 ※1 を原単位としますと、基準年度(2004年度)比で、20.8%(前年度18.5%)削減しました。

※1 売上高：経産省商業動態統計より 売上高＝小売業計－自動車－機械器具－燃料



紙製容器包装用途となる紙・板紙の削減率及び出荷量の推移（基準年度＝2004年度）

②紙製容器包装の「3R改善事例集」を発行し、実績を上げている各社の成果を波及させ業界全体のレベルアップを図ります。

実際の商品で実施されている広範囲な3R改善事例を会員団体・企業を中心に事例提供をいただき、「紙製容器包装3R改善事例集」を2007年度以降毎年発行し、2020年度には第14版まで発行、業界全体のレベルアップのための普及啓発を進めてきました。

商品の保護と商品情報の提供という容器包装の基本機能を確保した上で、外箱の廃止や容器のコンパクト化、軽量板紙の利用、糊代フラップの寸法縮小等、軽量化・薄肉化の取り組みと多様な環境配慮設計が継続的に実施されていることが確認できました。

例えば、紙の意匠性を利用して、個人で小物入れや絵葉書、封筒へ再利用できるよう配慮した商品事例があります。また、雑がみ回収の収集容器として紙袋が利用されています。更に、紙製容器包装での詰め替え商品の開発も行われています。



第14版



環境配慮設計の考え方

③「紙製容器包装の環境配慮設計の考え方」の検討・研究

「紙製容器包装の環境配慮設計の考え方」を容器包装の役割機能を満たしつつ、省資源、資源の有効活用及び環境負荷の軽減により、消費者の利便性を図り、適正包装の推進を図ることを目的に自主行動計画2020のスタートに向け2015年度に改訂しました。

環境配慮設計は、内容物と容器包装のバランスを考慮した全体最適を基本とし、①容器包装の役割機能を満たしていること、②過大包装への配慮がなされていること、③環境への配慮がなされていることを原則として「最適包装设计」を目指す改訂としました。

(2) リサイクルの推進（紙製容器包装の回収率推定のための調査）

多様なリサイクルシステムを支援し、回収率28%以上を目指す。

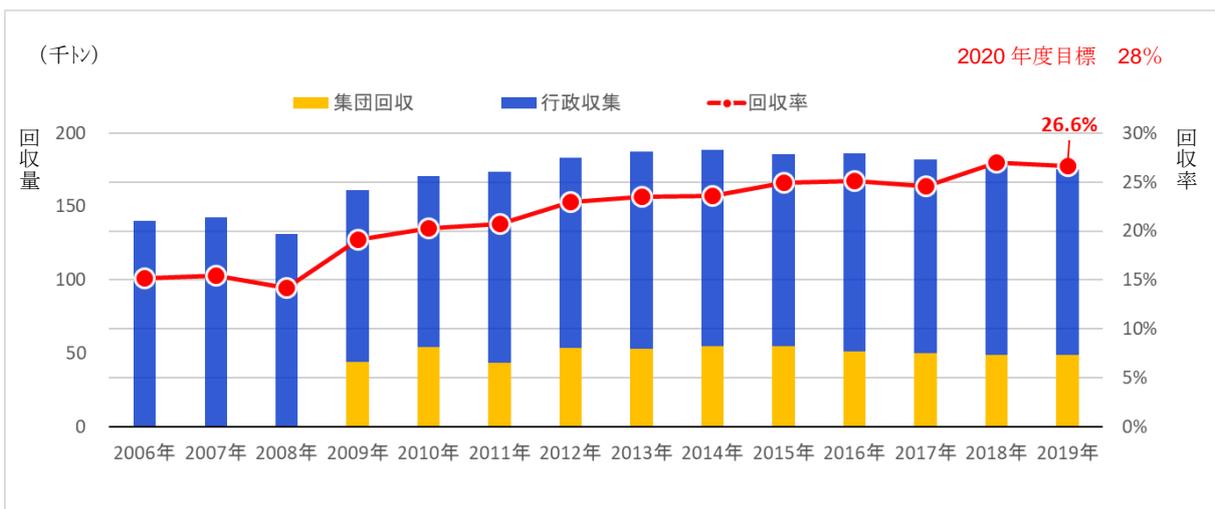
$$\text{回収率の算定式：回収率(\%)} = \frac{\text{紙製容器包装の回収量}(*2)}{\text{紙製容器包装の家庭からの排出量}(*3)}$$

(\*2)回収量：回収物の組成分析調査、市町村アンケート調査より行政収集量・集団回収量を推計

(\*3)排出量：家庭からの排出量モニター調査(世帯当たり1ヶ月の排出量)より推計

市町村の分別収集実績データが公表されていますが、回収は容リ協ルートその他、既存の古紙ルートで「雑がみ」等の混合回収が行われており、回収物の組成分析調査や市町村アンケート調査及びヒアリング調査等、様々な調査活動により実態把握を進めました。

自主行動計画2020(2016～2020年度)の回収率の目標28%に対し、4年目の2019年度は、行政収集19.2%、集団回収7.4%、「紙製容器包装」合計の回収率は26.6%(前年度27.0%)となりました。



紙製容器包装の回収率及び回収量の推移

### ①リサイクルのための調査

#### < 回収物の組成分析調査 [A] >

紙製容器包装の資源回収は、市町村で様々な方法で実施されています。その資源回収量算出のため、「ヒアリング調査」を実施するとともに行政収集・集団回収での(a)「雑誌・雑がみ」混合回収中での紙製容器包装の構成比及び(b)「雑がみ」分別回収中での紙製容器包装の構成比等を当推進協議会の独自調査により実施しました。

#### < 市町村アンケート調査 [B] >

回収量実績は、人口10万人程度以上の295市区を対象に行政収集と集団回収の(a)「雑誌・雑がみ」の混合回収量及び(b)「雑がみ」の分別回収量等のアンケート調査を実施しました。

#### < 家庭からの排出量モニター調査 [C] >

家庭から排出される紙製容器包装の排出量モニター調査より資源回収可能な紙製容器包装の年間排出量を推定しました。

#### < 回収率算定 >

[A]、[B]の調査より紙製容器包装の年間回収量の実績を[C]の調査より家庭からの資源回収可能な紙製容器包装の年間排出量を推定し、回収率を算定しました。

### ②リサイクル適正を考慮した容器包装設計の工夫

リサイクルの推進に資する事例では、分離しやすい包装設計や、紙箱にミシン目を入れて廃棄時の減容化を図る取り組み等を進めています。

### ③アルミ付き飲料用紙パックについて自主回収やNPO等の活動を応援

アルミ付紙パックの自主的回収の仕組み作りとして、市民団体との協働による「酒パブリサイクル促進協議会」の活動を支援しています。小売酒販店を主体とした回収拠点「エコ酒屋」は、現在全国で455店舗の取り組みがあります。また、酒造メーカーで発生する損紙のリサイクルシステムの構築も進めています。

### (3) 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言（識別表示の見直しを提言）

#### 識別表示について、紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定を提言

当推進協議会にて設置した容リ法改正対策委員会において、紙製容器包装のリサイクルにおける課題及び対策を整理し提言を改訂し、2020年11月の理事会において承認されました。

前回の容リ制度見直しの2016年5月の合同審議会でもとめられた「容器包装のリサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、「紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。」と考えられる施策の例として取り上げられました。

## 1.2 主体間の連携に資する取り組み

「3R改善事例集」は会員への教育啓発と同時に、市町村や市民との交流の場の資料としても使用、紙製容器包装の3Rの取り組みが具体的で分かりやすいとの評価を受けています。

「紙製容器包装のリサイクルについて」のパンフレットを改訂するとともに啓発ポスターを使い、回収方法の違いや古紙パルプとして板紙原料となり、再び、紙箱や段ボールとして身の回りで再利用されている仕組みを「エコプロ」をはじめとした展示会や3R推進団体連絡会の活動とおして、一般の消費者の方にも分かりやすく説明し、分別収集物の品質向上と資源化量の拡大のための取り組みを進めました。

## 1.3 第4次自主行動計画に向けた課題

環境配慮設計の包装に係るJISが発行された内容を勘案して、「紙製容器包装の環境配慮設計の考え方」を2015年度に第3次自主行動計画に向けて改訂、容器包装の設計段階から更なるリデュースやリサイクル性の向上に努めてきましたが、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」で示された環境配慮設計の考え方をどう取り組むかも今後の課題となります。

また、紙製容器包装の回収率向上のために、紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の識別表示の区分が課題となっています。

# 2 紙製容器包装の自主行動計画2025

## 2.1 紙製容器包装の3Rの推進目標

紙製容器包装の3Rを推進するため、以下の自主的な取り組みを実施します。

第4次自主行動計画である自主行動計画2025の基準年度は2004年度、目標年次は2025年度とし、取り組みの結果については毎年度検証し、公表します。

### (1) リデュースの推進（紙・板紙使用量削減）

①数値目標：使用量削減を更に推進し、2025年度までに2004年度比15%削減を目指す。

軽量化・コンパクト化を進めるにあたっては、中身製品の安心・安全性と商品情報提供の確保が前提となります。環境負荷についてもバランスのとれた取り組みが必要となります。

②紙製容器包装の「3R改善事例集」を発行し、実績を上げている各社の成果を波及させ業界全体のレベルアップを図ります。

3R改善事例の調査研究と具体的な削減効果の広報啓発を継続します。

### ③環境配慮設計の推進

「紙製容器包装の環境配慮設計の考え方」について、引き続き検討・研究を進めます。

## (2) リサイクルの推進

①数値目標：多様なリサイクルシステムを支援し、回収率28%以上を目指す。

回収量・排出量のアンケート調査や回収物の組成分析調査を実施します。

②リサイクル適性を考慮した環境配慮設計の工夫に取り組みます。

③多様なリサイクルシステムを支援し、アルミ付き飲料用紙パックについて自主回収やNPO等の活動を応援します。

## (3) 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言（識別表示の見直しを提言）

①識別表示について、紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定を提言

紙製容器包装の分別収集は、容器包装リサイクル法に従った容リ協ルートと、「雑がみ」として既存の古紙ルートを利用した回収方法があり、市町村の判断により地域の実情を反映した分別収集方法で実施されています。このため、紙製容器包装中の回収対象物と非対象物（難処理古紙）の設定に市町村ごとに違いがあり、紙識別マークは多くの市町村で利用されていないため、識別表示の区別表示の設定について引き続き検討を行います。

識別マーク周知のための広報を推進し、分別排出の徹底・品質向上を図ります。

## 2.2 主体間の連携に資する取り組み

消費者・自治体・国等、各主体への協力及び連携によって、紙製容器包装の3R推進を図るため、情報の共有化及び普及啓発等、理解を深めることを目的に計画を実施していきます。

### (1) 広報・啓発活動

- ① 環境に関連する展示会への出展協力及び充実
- ② 3R推進・普及啓発のための自治体・NPO・学校のイベント等への協賛協力
- ③ 3R推進・普及啓発のためのポスター等の作成提供

### (2) 調査・研究活動

- ① 紙製容器包装を含む「雑がみ」の回収方法や組成分析の調査
- ② アルミ付き飲料用紙パック等の自主的回収や集団回収の促進等への協力

### (3) 3R推進団体連絡会との共同の取り組みの推進

容器包装リサイクル八団体で構成する「3R推進団体連絡会」を通じ、主体間連携の更なる深化に向け共同して、広報・啓発事業やフォーラム等、意見交換の場の充実、調査・研究事業を進めてまいります。

2021/03/26

3 R 推進団体連絡会  
容器包装 3 R のための自主行動計画 2 0 2 5 （仮称）案

2021 年 月

3 R 推進団体連絡会

## 目 次

はじめに .....	1
■ 3 R推進団体連絡会とは .....	1
■ 自主行動計画の策定・実行の経緯 .....	1
1. 自主行動計画 2020 の実施状況 .....	2
1.1 「事業者自ら実践する 3 R 行動計画」の成果 .....	2
1.2 主体間の連携に資するための行動計画の成果 .....	4
2. 2025 年に向けた取り組み方針 .....	6
2.1 自主行動計画 2025 の基本事項 .....	6
2.2 2025 年に向けた取り組み方針 .....	7
2.3 計画体系 .....	7
3. 事業者自ら実践する 3 R 行動計画 .....	8
3.1 リデュースの推進 .....	8
3.2 リユースの推進 .....	9
3.3 リサイクルの推進 .....	9
3.4 普及・啓発活動の推進 .....	10
4. 主体間の連携に資するための行動計画 .....	11
4.1 本連絡会の取り組み .....	11
4.2 共通テーマに基づく各団体の取り組み .....	12
団体別自主行動計画 .....	13

# はじめに

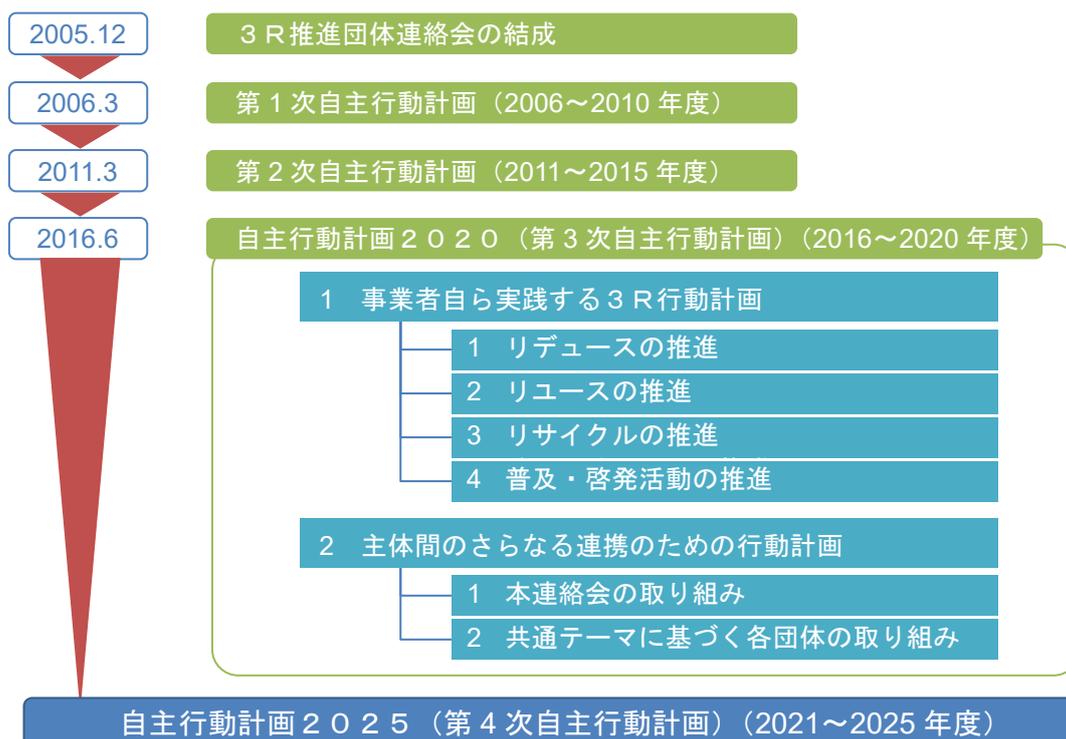
## ■ 3 R推進団体連絡会とは

3 R推進団体連絡会（以下「本連絡会」という。）は、容器包装リサイクル法の対象である、ガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、飲料用紙容器、段ボールの8素材の容器包装の3 R推進に係る八団体により、2005年12月に結成されました。資源循環型社会の構築に寄与するため、容器包装リサイクル法に基づく分別収集と再商品化をはじめ3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を一層効率的に推進するための事業を、広範に推進しています。

## ■ 自主行動計画の策定・実行の経緯

本連絡会は、「容器包装3 R推進のための自主行動計画」に基づき、「事業者が自ら実践する容器包装3 Rの取り組み」と「消費者・NPO、自治体・行政など主体間の連携に資するための取り組み」を進めてきました。取り組みの進捗状況は毎年度フォローアップし公表しています。また、計画の取り組み内容や目標の見直しは5年ごとに行っており、現在進めている「自主行動計画2020」は第3次計画となります。

第4次の自主行動計画となる「自主行動計画2025」（以下「本計画」という。）では、第3次自主行動計画である「自主行動計画2020」の2016年度以降の取り組み実績や内外の動向を踏まえ、引き続き容器包装3 Rの推進と関係主体間の連携に資するため、2025年度に向けた目標と取り組みの方向性を決めました。本連絡会および構成八団体の活動にご理解とご協力を賜りました関係各位に心より御礼申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



# 1. 自主行動計画2020の実施状況

## 1.1 「事業者自ら実践する3R行動計画」の成果

### 計画項目

- リデュース：環境配慮設計の普及を通じたリデュースの推進
- リユース： ガラスびんリユースシステムの維持、消費者との連携強化
- リサイクル：環境配慮設計の普及、多様な回収ルートの確保、関係主体との情報共有、連携
- 普及・啓発活動の推進：  
環境に配慮した容器包装、リユースびん、リサイクルに関する情報発信・普及・啓発

### 取り組みの成果

#### (1) リデュース

各素材では 2020 年度に向けたリデュース目標を設定し、環境配慮設計の考え方の普及、軽量化や薄肉化、無駄のない形状への変更、コンパクト化など、容器包装リデュースの取り組みを展開しました。

リデュースの実績については、8素材中4素材で目標を上方修正したこともあり、2020年度目標に向けて着実に目標に近づきつつも、一進一退の状況にあるといえます。内容物の保護など、容器包装の基本的な機能を損なわないようにするため容器包装の軽量化には一定の物理的な限界がありますが、使用資源の削減努力を続けています。

なお、第1次自主行動計画（2006年度）からの累計削減量は、8素材合計で約860万トン（2019年度）に達しています。



図表 1 リデュースの目標と実績

	2020年度目標 (2004年度比)	2016	2017	2018	2019	備考	目標設定の 考え方
ガラスびん	1.5%の軽量化	1.5%	2.2%	1.2%	1.7%		1本(1缶)当たり平均重量の軽量化目標を設定
PETボトル	25%の軽量化	23.0%	23.9%	23.6%	24.8%	目標を上方修正 (20%→25%)	
スチール缶	8%の軽量化	7.7%	7.8%	7.3%	8.1%	目標を上方修正 (7%→8%)	
アルミ缶	5.5%の軽量化	5.1%	5.3%	5.3%	5.4%	2016年度より 算出方法変更	
飲料用紙容器	牛乳用500ml紙パックで 3%の軽量化	2.5%	2.9%	2.9%	2.9%		1㎡当たり平均重量 の軽量化目標を設定
段ボール	1㎡当たりの平均重量で 6.5%の軽量化	5.2%	5.1%	5.1%	5.5%		
紙製容器包装	削減率14%	11.5%	11.2%	10.7%	13.1%	2016年度に目標を 上方修正 (12%→14%)	総重量の削減目標を設定
プラスチック 容器包装	削減率16%	15.3%	15.9%	17.0%	17.6%	2016年度に目標を 上方修正 (15%→16%)	容器包装利用事業者の 業界ごとに削減量を算出し設定

## (2) リユース

ガラスびんは“内容物の香味を吸着しない” “細菌などがつきづらい” “容器の成分が溶出しない”といった特性があるため、洗浄すれば何度でも内容物を充填できる、衛生性・安全性に優れたリユースに最適な容器です。自主行動計画2020では、リターナブルびんのリユースシステムを持続させるために、関係主体との連携による取り組みや消費者に対する普及啓発等を進めました。



一升びん回収促進の取り組み

具体的な取り組みの例は以下のとおりです。

- 地域の事業者や自治体などの関係者と連携した「地域型びんリユースシステム」構築に向けた環境省の実証事業・委託調査業務の支援
- 一升瓶の回収・再利用状況の補足と情報発信
- 一升びんなどのリユースびんの回収を消費者に促す小売店での普及啓発事業の支援
- 一升びんに関するガイドブックの作成支援

## (3) リサイクル

各素材では 2020 年度に向けたリサイクル目標を設定し、設計段階で容器包装のリサイクル適性を向上させる環境配慮設計の推進や、自治体やリサイクル事業者など関係主体と連携した多様な回収ルートによるリサイクルの促進に取り組みました。



紙パックリサイクル講習会

リサイクルの実績は下表のとおり、スチール缶、アルミ缶、段ボールで90%以上の高いリサイクル率、回収率を維持しています。他の素材も概ね目標の水準に達していますが、一進一退の状況にあります。

2020 年度目標の達成に向け、各素材とも引き続き取り組みを深化していきます。

図表 2 リサイクルの目標と実績

素材	指標	2020年度目標	実績			
			2016	2017	2018	2019
ガラスびん	リサイクル率	70%以上	71.0%	69.2%	68.9%	67.6%
PETボトル		85%以上	83.9%	84.8%	84.6%	85.8%
スチール缶		90%以上	93.9%	93.4%	93.2%	93.3%
アルミ缶		90%以上	92.4%	92.5%	93.6%	97.9%
プラスチック容器包装	リサイクル率(再資源化率)	46%以上	46.6%	46.3%	45.4%	46.4%
紙製容器包装	回収率	28%以上	25.1%	24.5%	27.0%	26.6%
飲料用紙容器		50%以上	44.3%	43.4%	42.5%	41.4%
段ボール		95%以上	96.6%	96.1%	96.1%	94.6%

#### (4) 普及・啓発活動の推進

各素材では、その特性に応じ容器包装の3Rに関する情報発信・普及啓発活動を推進しました。主な例は以下のとおりです。

- ホームページでの情報発信
- 関係リサイクル団体への表彰
- 出前講座など、児童・生徒向けの環境学習の実施
- マテリアルフロー等の調査・情報提供
- 自治体や関係者との意見交換会

また、各団体ではポイ捨て・散乱防止のための情報発信やキャンペーン・イベントの実施、自治体の環境関連イベントへの協力などを行っています。海洋プラスチックごみ問題が地球規模の課題となっていますが、プラスチック容器包装では「プラ推進協・海ごみゼロキャンペーン」を実施するなど新たな取り組みを開始しています。



ホームページでの情報発信



関係団体への表彰



散乱防止・美化キャンペーン

## 1.2 主体間の連携に資するための行動計画の成果

### 計画項目

- 広報・啓発事業の継続：展示会への出展、各種情報媒体による広報等
- 情報共有・意見交換の充実：フォーラム・セミナーの開催や地域活動への支援等
- 調査・研究事業の実施：消費者意識調査や学識者等との共同研究

### 取り組みの成果

#### (1) 広報・啓発事業

本連絡会の八団体共同の取り組みとして、各地で行われる展示会への参加や、情報冊子の作成、配付、ホームページにおける情報提供など、普及啓発活動を展開しました。



展示会（エコプロ）

### 【主な取り組み】

- ・ エコプロへの出展
- ・ 3R推進全国大会、全国都市清掃会議春季・秋季総会等、各種イベントへの協力
- ・ 小冊子「リサイクルの基本」、啓発パンフレット「未来へつながる3R社会をめざして」の改訂、配付
- ・ ホームページでの情報提供



啓発パンフレット

## (2) 情報共有・意見交換の充実

フォーラムや意見交換会の開催、地域における3R市民リーダー育成プログラム等を通じ、消費者・NPO、行政、事業者、学識経験者など様々な主体との交流や意見交換を図っています。

### 【主な取り組み】

- ・ 容器包装3R推進フォーラムの開催
- ・ 市民・自治体等との意見交換会（容器包装3R交流セミナー）の開催
- ・ NPOとの協働による「3R市民リーダー育成プログラム」の各地での展開



容器包装3R推進フォーラム



意見交換会

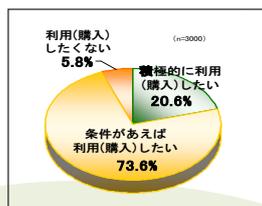


3R市民リーダー育成プログラム

## (3) 調査・研究事業の実施

継続的な消費者意識調査（インターネット調査）を実施し、容器包装3Rに関する消費者意識・行動の変化の調査分析等を行いました。

また、アジアにおける資源循環、生産者責任のあり方について、神戸大学に3年間の調査研究を委託しました。



消費者意識調査



神戸大学との共同研究

## 2. 2025年に向けた取り組み方針

自主行動計画2020は、2020年度数値目標の達成評価にはあと1年を残しているものの、「事業者自ら実践する3R行動計画」「主体間の連携に資するための行動計画」とともに、定められた計画項目を着実に実施し一定の成果を上げることができました。

国においては2018年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、2019年にはプラスチック資源循環戦略が策定されました。さらに、2021年の通常国会にプラスチック資源循環促進法案が提出され、循環型社会の形成に向けた政策が進められています。本連絡会は容器包装リサイクル法に関わる事業者の社会的使命として、今後とも持続的に容器包装の3Rの推進に取り組み、そのフォローアップ結果を関係主体と共有していきたいと考えております。

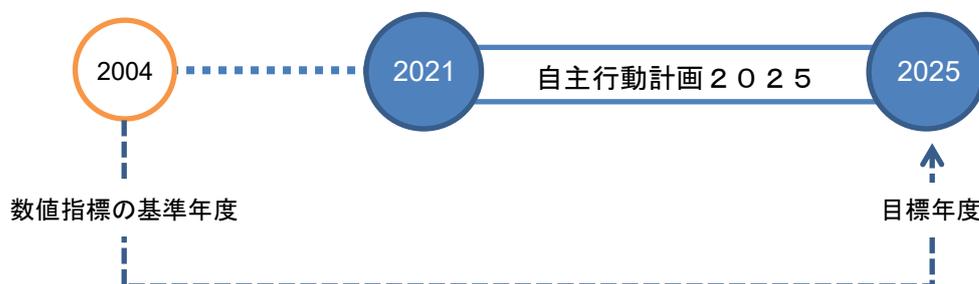
また、2020年は新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、現在も続いています。当連絡会主催の活動においても、一部の意見交換会の延期やエコプロ Online への出展、延期や容器包装3R推進フォーラムのオンライン開催などの影響がありました。今後とも、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた在宅勤務への移行など仕事のあり方やライフスタイルなど社会全体の変化を注視しつつ、必要に応じて柔軟な対応を図っていききたいと考えております。

次の5年間に向け、本連絡会は引き続き関係各位のご理解とご協力を得ながら、容器包装3R推進と主体間の連携に資するための取り組みを着実に実施していきます。

### 2.1 自主行動計画2025の基本事項

#### 計画期間

2021年度から2025年度までの5か年とします。数値目標の基準年度は2004年度です。



#### 計画の進捗状況の点検・評価

計画の推進にあたり、毎年度の取り組み状況についてフォローアップを実施し、その結果を公表します。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じ、適宜、数値目標の見直しや計画内容の改善を図っていきます。

## 2.2 2025 年に向けた取り組み方針

第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた「素材の特性に応じた資源循環、ライフサイクル全体の最適化の推進」「各主体の参画・連携の推進」に基づき、容器包装の3Rに取り組んでいきます。

### 基本方針1 素材の特性に応じた容器包装3Rの推進

本連絡会は、過去15年間にわたり自主行動計画に基づき粛々と容器包装3Rに取り組み、フォローアップを行ってきました。その結果、各素材とも3Rの推進に一定の成果が得られ、フォローアップで得られたデータは、社会的な知見の共有にも貢献したものと考えます。

本計画では引き続き、各素材が取り組むべき方向性や目標を定め、素材の特性に応じたライフサイクル全体の最適化を目指し、容器包装の3Rに取り組んでいきます。

### 基本方針2 主体間連携の深化

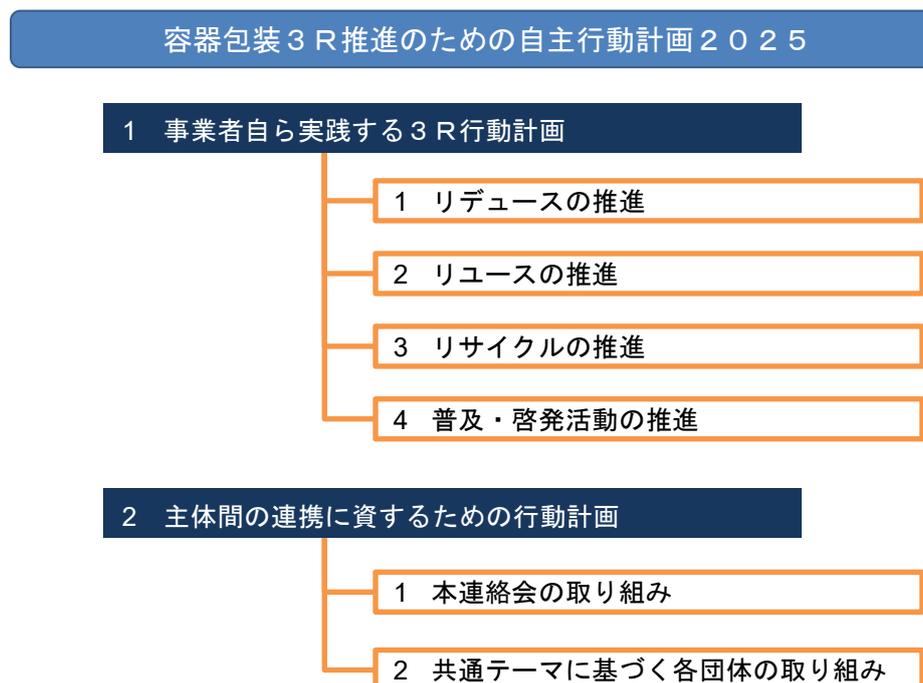
市民・NPO、行政、事業者、学識経験者など様々な主体との意見交換や協働を通じ、主体間連携を深化させていきます。

また、各種情報媒体、イベント等への参加を通じ、容器包装3Rの取り組みについて積極的な情報発信を行い、知見の共有を図っていきます。

## 2.3 計画体系

本計画は、「事業者が自ら実践する3R行動計画」と「主体間の連携に資するための行動計画」の二本柱からなります。「事業者が自ら実践する3R行動計画」では、リデュース・リサイクルについて2025年度の数値目標を定めることとします。

図表3 計画の体系



### 3. 事業者自ら実践する3R行動計画

「基本方針」に基づき、リデュース・リユース・リサイクルの推進に資する取り組みを進めます。なお、容器包装別の詳細については、「団体別自主行動計画」をご覧ください。

#### 3.1 リデュースの推進

##### 容器包装の最適化の取り組み

容器包装の機能確保を前提に環境配慮設計等を通じた容器包装の最適化を進め、資源使用量の節減とライフサイクル全体での環境負荷の削減を進めていきます。

##### 【取り組み例】

- 軽量化や薄肉化、無駄のない形状への変更、コンパクト化など、容器包装の環境配慮設計を通じた最適化を進め、資源使用量の削減を図ります。
- 環境配慮設計に関わる指針を持つ団体においては、必要に応じて指針の改善を図るとともに、会員企業への普及を図ります。
- 3R改善事例集など、具体的な取り組みに関する情報を会員企業に発信し、リデュースの取り組みの裾野の拡大、底上げを図ります。

##### リデュース目標

容器包装別のリデュースに関する数値目標は、図表4に示すとおりです。

図表4 リデュースの数値目標

素 材	指 標	2025年度目標（基準年度：2004年度）
ガラスびん	1本／1缶当たり平均重量の軽量化率	1.5%以上
PETボトル		25%以上
スチール缶		8%以上
アルミ缶		6%以上
飲料用紙容器	1㎡当たり平均重量の軽量化率	3%以上（※）
段ボール		6.5%以上
紙製容器包装	リデュース率	15%以上
プラスチック容器包装		22%以上

※ 牛乳用500mlサイズカートンを対象とする。

## 3.2 リユースの推進

### ガラスびんリユースシステムの維持に向けた取り組み

脱炭素社会の実現にも貢献できる、ライフサイクル全体でのびんリユースシステムの環境優位性を普及啓発するとともに、引き続きガラスびんリユースシステムの持続性確保のために国・自治体・消費者・事業者等のステークホルダーとの連携を図っていきます。

#### (1) リターナブルびんの環境優位性の普及啓発

- LCA調査・分析結果をもとに、ライフサイクル全体で環境面の優位性があるびんリユースシステムに関する普及啓発に取り組みます。

#### (2) びんリユースシステムの持続性確保

- 引き続きステークホルダーとの連携を図りながら、新たな関係構築を模索し、地域や市場特性に合わせたびんリユースシステムの維持・構築を図ります。

## 3.3 リサイクルの推進

### リサイクルに適した設計の普及

リデュースの取り組みと同様、環境配慮設計や3R改善事例集の普及等を通じ、容器包装のリサイクル適性の向上とライフサイクル全体での環境負荷の低減を図ります。

#### 【取り組み例】

- 容器包装の単一素材化や分離しやすい形状など、環境配慮設計によるリサイクル適性の向上を図ります。
- 環境配慮設計に関わる指針を持つ団体においては、その改善を図るとともに、会員企業への普及を図ります。
- 3R改善事例集など、具体的な取り組みに関する情報を会員企業に発信します。

### 多様な回収ルート確保

集団回収や店頭回収、拠点回収など多様な回収方式については、消費者、自治体、流通事業者等と連携しつつ、社会全体でメリットのある回収方式の拡大に向けた支援を実施していきます。

#### 【取り組み例】

○ 各素材の回収方式の特性に応じ、回収実施団体等に必要な支援を実施します。

○ 集団回収など多様な回収の実践に係るマニュアルの普及など、情報発信を進めます。

#### 関係主体との情報共有や連携

全国各地のリサイクル事例、リサイクルのゆくえ、回収資源の市況など、リサイクルに係る各種情報を収集し、自治体や静脈産業事業者などの関係主体との情報共有を図ります。

#### 【取り組み例】

○ マテリアルフローに関する調査の実施

○ ホームページや情報誌などを通じたリサイクル先進事例や最新情報の発信

○ リサイクル関係団体の表彰

#### リサイクル目標

容器包装別のリサイクルに関する数値目標は、下表 2 に示すとおりです。

図表 5 リサイクルの数値目標

素 材	指 標	2025 年度目標（基準年度：2004 年度）
ガラスびん	リサイクル率	70%以上
PET ボトル		85%以上
プラスチック容器包装（※）		60%以上
アルミ缶		92%以上
スチール缶		90%以上
紙製容器包装	回収率	28%以上
飲料用紙容器		50%以上
段ボール		95%以上

※プラスチック製容器包装はリサイクル率の算定方法を見直し（団体別自主行動計画（p.32~）参照）。

### 3.4 普及・啓発活動の推進

容器包装 3R の推進は、使用済容器包装の排出者である消費者ならびに収集・選別を担う自治体の理解・協力が欠かせないため、素材の特性に応じ、3R に関する多様な普及啓発・情報発信を行います。

また、ポイ捨て・散乱防止のための情報発信やキャンペーン・イベントの実施・協力など、関連する環境保全活動に取り組んでいきます。

## 4. 主体間の連携に資するための行動計画

第1次計画から15年間継続した市民・NPO、行政、事業者、学識者等との連携の実績と知見の蓄積を生かし、主体間連携の一層の深化を図ります。

### 4.1 本連絡会の取り組み

#### (1) 広報・啓発事業

各種イベント・展示会への出展やパンフレット、リーフレット等の作成、配布などのPR・啓発事業を継続しつつ、コミュニケーションに役立つコンテンツの充実を図っていきます。

##### ①各種情報媒体による広報・啓発

パンフレット・リーフレットの改訂・作成、配布、ホームページでの情報発信など、各種媒体による広報・啓発を進めます。

##### ②展示会への出展

エコプロ等、環境・3R推進に関する展示会への出展を通じ、容器包装3Rに関する知見の啓発と取り組みへの理解・協力の促進を図ります。

##### ③コンテンツの充実

小冊子『リサイクルの基本』や啓発パンフレット『未来へとつながる3R社会をめざして』を適宜改訂し、自治体が住民に対し容器包装の3Rを普及啓発する際に役立つ情報（分別や回収システム、再商品化などの共通情報）の充実を図ります。

#### (2) 情報共有・意見交換の充実

フォーラムやセミナー等の実施により、市民・NPO、行政、事業者、学識者との情報共有・意見交換を進めます。

##### ①フォーラム・セミナーの開催

容器包装3R推進フォーラム、意見交換会（容器包装3R交流セミナー）を開催し、市民・NPO、行政、事業者、学識者といった関係主体との情報共有、意見交換を進めていきます。

##### ②地域活動への支援と交流促進

NPOと連携した「3R市民リーダー育成プログラム」などの取り組みを通じ、地域における市民・自治体の活動を支援し、交流を図っていきます。

### (3) 調査・研究、情報交換等の実施

#### ①消費者意識調査の実施

第1次計画から継続している消費者意識調査を継続し、消費者の容器包装3Rの意識・行動に関する現状や課題を把握分析し、各種連携の取り組みを展開する際の基礎資料とします。

#### ②学識者との情報交換等

国内外の容器包装3R制度の現状や今後のあり方など、必要に応じて学識者との情報交換、意見交換等を実施し、知見の蓄積を図ります。

## 4.2 共通テーマに基づく各団体の取り組み

以下のような共通のテーマを持って、各団体が関係主体間の連携に資する取り組みを展開します。なお、各団体の取り組みの詳細については、「団体別自主行動計画」をご覧ください。

### (1) 情報提供・普及啓発活動

容器包装の特性や状況に応じ、

- ホームページの更新
- 3R推進・普及啓発のためのイベントの主催
- 環境展等への出展・協力
- 普及啓発パンフレットの配付や映像媒体の作成

など、情報提供・普及啓発活動を展開します。

### (2) 各主体との情報共有・意見交換

各団体にて自治体や消費者団体との意見交換、各種シンポジウムやフォーラム等への参加などを進めていきます。

### (3) 調査・研究事業

- リサイクルの高度化・効率化に向けた組成分析等の調査・研究
- 多様な回収の促進に向けた調査・研究
- 自治体との協働による効果的な消費者啓発方法の研究

などの調査・研究を各容器包装の特性や状況に応じ、進めていきます。

## 団体別自主行動計画

---

1	ガラスびん.....	14
2	PET ボトル.....	20
3	紙製容器包装.....	26
4	プラスチック容器包装.....	32
5	スチール缶.....	40
6	アルミ缶.....	46
7	飲料用紙容器.....	52
8	段ボール.....	59